

第 19 号議案

令和 8 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定に基づき、
令和 8 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

令和 8 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 6 2, 8 0 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		392,789
	1 後期高齢者医療保険料	392,789
2 使用料及び手数料		21
	1 手数料	21
3 繰入金		68,544
	1 繰入金	68,544
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,450
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	1,405
	3 雑入	43
歳 入 合 計		462,805

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療広域連合 納付金		461,333
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	461,333
2 諸支出金		1,406
	1 償還金及び還付加算金	1,405
	2 繰出金	1
3 予備費		66
	1 予備費	66
歳 出 合 計		462,805